

居場所づくり勉強会 第51弾 優生思想問題『障害者の強制不妊手術』

どうして障害があるというだけで、若い女性らが強制的に「妊娠・出産ができないようにされる手術」を受けさせられてきたのでしょうか。日本では1996年まで優生保護法という法律があり、わかっているだけで16,600人が手術を強いられました。手術が、一人ひとりの心身に与えたダメージは顧みられませんでした。

20年前（1996年）に優生保護法が廃止されても謝罪や賠償はありませんでしたが、最近ようやく宮城県の方から声があがり、国の責任を問う裁判が始まろうとしています。この動きにどんな意味があるのか。映像を見ながら、ともに学びませんか？

◆内容

<ビデオ上映>

講師：松波めぐみ（龍谷大学非常勤講師）

→映像1 『忘れてほしゅうない』

脳性まひの佐々木さんは、19歳の時に施設に入る条件として「コバルト照射」を受けさせられます。その後も長く痛みや不調に苦しみました。

→映像2 『レイラニ・ミュアの不妊手術』

カナダのレイラニさんは預けられていた施設で「精神薄弱（知的障害）」とみなされ、説明もなく手術を受けさせられます。のちに、カナダ・アルバータ州政府を訴え、勝訴します。（アルバータ州には、日本の優生保護法と同じような法律があった）

<強制不妊手術の被害者家族が1月の提訴で伝えたいこと>

話し手：村田恵子（京都頸髄損傷者連絡会）

10代の頃に優生保護法の下、「遺伝性精神薄弱」という診断で強制不妊手術をされた、宮城県に住む知的障害の女性とご家族が、来年1月に国家賠償と謝罪を求めて仙台地裁へ提訴します。なぜ強制不妊手術を受けなければならなかったのか。その女性とご家族の思いを考えたいと思います。

◆日時：1月17日（水）17：30～19：30

◆場所：京都市地域・多文化交流ネットワークセンター

◆参加費：無料

※手話通訳・要約筆記・点字資料は1/7までに下記の連絡先へ

◆主催：日本自立生活センター

◆協力：障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会 女性部会

◆連絡先：日本自立生活センター

TEL：075-671-8484

FAX：075-671-8418

E-mail：jcil@cream.plala.or.jp

担当：岡山・橋口